

市道認定のガイドブック

# 私道から、 市道へ。



みなさまの生活に根づいた道路は、幾多の変遷を繰り返し、人とのかかわりあいを深めてまいりました。札幌市では、みなさまの生活道路である「私道」を「市道」へ認定することにより、道路の適正な維持管理を図り、さらに美しく、住みよい地域づくりを進めたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどをよろしくお願いいたします。

## (市道へ認定するための基準について)

ここでは「私道」を「市道」へ認定するための条件についてご紹介いたします。  
現在みなさまが利用されている「私道」が、「市道」に認定するための条件を満たしているのかがひと目でわかります。

円滑な運用を図るための基準ですので、じっくりお読みください。

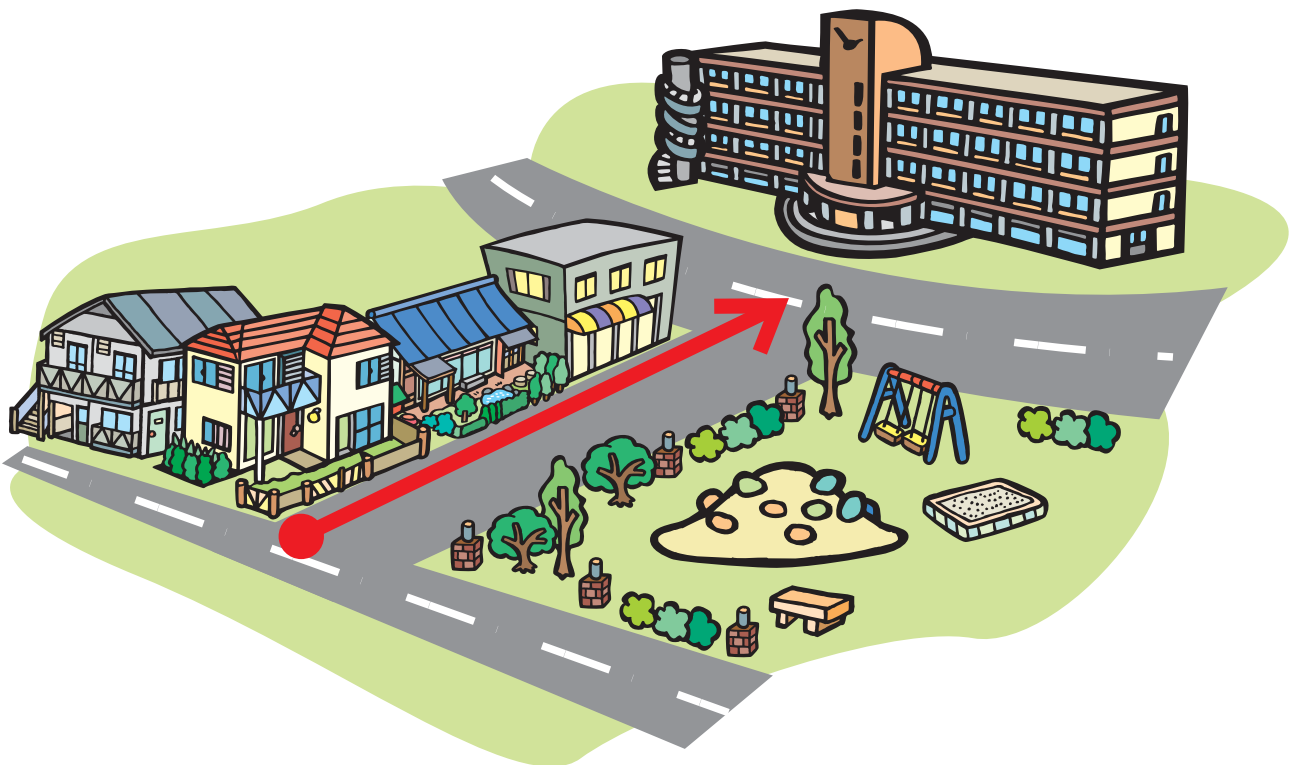
## 1 認定の対象路線とその範囲

### (1) 対象路線

原則として、建築基準法上の道路(道の位置の指定を受けている道路などを指す。)であり、その道路に沿って家屋が連たんし、地域の生活道路や通学路として一般通行に利用されていることが条件です。申請の内容が、宅地造成を伴う開発行為に該当する場合などは、取り扱いが異なりますのでご注意ください。

### (2) 路線の範囲

- (ア) 一般の通行に際して安全で円滑な通行ができる道路
- (イ) 起点と終点が直接公道に接続している通り抜け道路か、片側が公道に接続している行止り道路



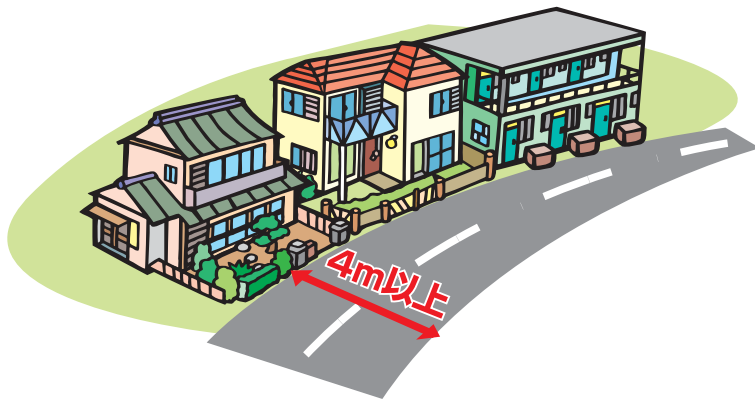
## 2 道路用地の権利関係

道路用地は市に無償でご寄附いただくこと、道路用地と私有地との境界が明確になっていることが条件です。

### 3 道路の構造上の条件

- (1) 道路の幅員は8m以上確保されることが条件です。ただし、その道路が既成市街地に存在し、地域の人たちに幅広く利用され、拡幅が困難と思われる通り抜け道路の場合は4mまで緩和されています。

更に、申請道路が行止り道路の場合は、延長が35m以下であること又は延長が35mを超える場合で、延長35m以内ごとに自動車転回広場用地を用意するか、関係者(道路に隣接する土地の所有者及びその使用者のこと。)全員から門前空地(土地のうち道路用地に面している玄関前空間や前庭などの一部のこと。)の使用承諾が得られている場合は幅員が4mまで緩和されています。



- (2) 道路の路面状態は、通行に支障のない程度であることが条件です。



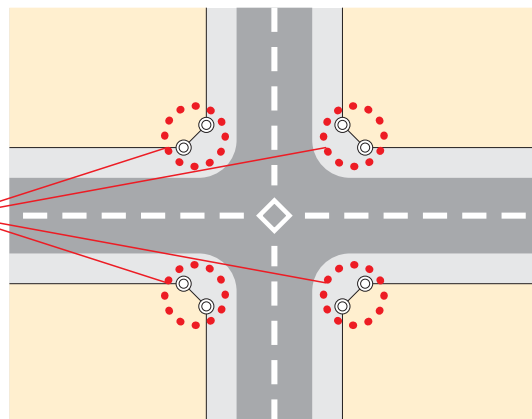
- (3) 道路の形状は、原則として階段状でないことが条件です。階段状の道路は、その形状が緊急の際の避難用通路や歩行者のための連絡用通路として必要で、かつ通行の安全に支障がないと認められた場合にのみ市道認定します。

- (4) 道路はその地形の状況により、これを保護するため、必要に応じて、擁壁工か法面工が施されていることが条件です。

### 3 道路の構造上の条件のつづき

- (5) 道路の形状は、極端に屈曲していないことが条件です。また、交差点については、原則として道路の幅員に応じた隅切りが必要です。

隅切り



- (6) 道路の縦断勾配は9%（約5.1度）以下であることが条件です。ただし、地形の状況やその他の理由によりやむを得ない場合は12%（約6.8度）まで緩和しています。

- ※ 道路の構造によって、認定後の維持管理の程度は異なります。
- ※ 除雪については、原則として幅員8m以上の通り抜け道路が対象です。認定道路の幅員や形状によっては、認定道路が除排雪の対象外となる場合があります。
- ※ このほかにも、路面排水や支障物件（道路用地への越境物のこと。）、市街化調整区域における道路の認定など、細かな取り決めがありますので、個別のご相談ごとに詳細をご確認ください。



# 市道認定 Q&A

市道認定に関するよくあるご質問をまとめました。

なお、市道認定には本パンフレットに記載している事項以外にも、様々な基準や条件がありますので、詳しいことは個別にお問い合わせください。

**Q.** 市道認定されると、何が変わるのでしょうか？

**A.** 私道が市道に認定されると、その道路は札幌市が状況に応じた整備を行い、維持管理していきます。

**Q.** 市道認定されると、除雪もしてもらえるのでしょうか？

**A.** 除雪については、原則として「幅員8m以上の通り抜け道路」が対象です。道路の幅員や形状によっては、除雪機械による作業が困難なことから、市道認定となっても定期除雪の対象とならない場合があります。

詳しくは、ご相談の際に個別にご確認ください。

**Q.** 市道認定の申請者になる条件はありますか？

**A.** 申請者になるための条件はありませんが、市道認定のためには、次のページでご案内するような必要書類の取りまとめや、権利関係の調整、そして札幌市と地元との連絡調整役を担っていただける方をお願いいたします。

**Q.** 市道認定するのに、なぜ測量が必要なのでしょうか？

**A.** 市道認定した道路は、将来にわたってみなさまにご利用いただけます。ですから、道路用地とみなさまの土地との境界を明確にし、後々にトラブルが発生しないように、初めの段階で万全に測量を行うことが必要だと考えています。

**Q.** 市道認定までには、どれくらい時間がかかりますか？

**A.** 次のページで詳しくご案内しますが、市道認定の流れとしては、書類を整えていただき、測量を実施し、道路用地の権利に関する登記を行い、市議会での審議を経てやっと市道認定になるものです。いずれも、道路の規模や相談の時期などによって大きく変わってきますが、一般的には2～3年程度の期間を要します。



# 私道から札幌市道になるまで

## 相談に先立って

相談に必要な書類をご用意いただきます。

- ・位置図
- ・土地登記簿謄本
- ・地番図 など

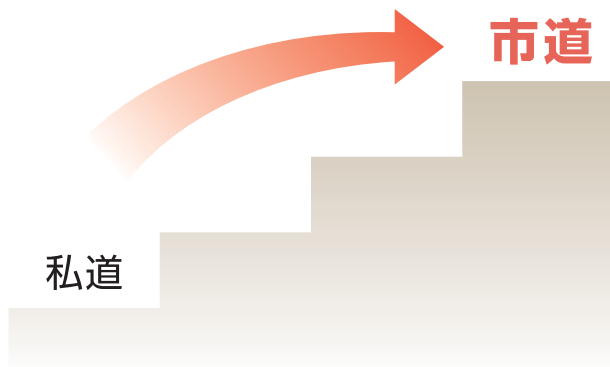
## 事前相談

まず、道路所在区の土木センターへご相談ください。

ご用意いただいた資料を確認し、内容を調査します。

## 測量前調査

認定の適否を判断するため現地や権利関係等を調査し、関係部局と協議します。



## 測量結果を受けて

測量結果を受けて、認定の適否を改めて審査します。

審査の結果、解消すべき問題点(支障物件の撤去や土地の追加寄附など)が判明した場合には、申請者の方へ問題点解消に向けて取りまとめをしていただきます。

## 法務局へ登記

市道認定に支障が無いと判断した場合、下記の書類一式をもって、ご寄附いただいた道路用地を札幌市名義に登記します。

- 登記原因証明情報兼登記承諾書(分筆が伴う場合、土地所有者に測量成果の地積測量図との割印をしていただきます。)
- 印鑑証明書

## 寄附者へ受理通知

道路用地のご寄附をいただいた方に寄附受理通知をお送りします。

札幌市道へ認定するためには、様々な書類や手続きが必要です。  
ここでは、手続きの流れと必要事項を、チャートにまとめてご説明いたします。

## 適否の通知

適の場合は以下の手順になりますが、この時点ではまだ認定が決定されたわけではありません。

## 申請書提出

申請者から  
土木センターへ

市道認定申請書類一式を申請道路所在区の土木センターへ提出していただきます。

- 市道認定申請書
- 寄附書
- 登記原因証明情報兼登記承諾書
- 印鑑証明書
- 土地登記簿謄本
- 地番図
- 地積測量図
- その他必要な書類

## 測量実施

土木センターから  
道路認定課へ

道路用地とそれに接する土地(宅地)との境界や支障物件(道路用地への越境物)の有無を調査し、境界を確定します。

道路用地に接する土地の所有者全員が、測量により確定した境界をご承諾いただく必要があります。この境界確定ができない場合には、その後の市道認定手続きが進められなくなり、場合によっては申請時にご提出いただいた書類一式を返却することがあります。

## 議案提出 および議決

申請道路を市道認定するため、市議会に対して市道認定議案として提出し、市議会において審議を経て、承認を受けます。

## 市役所で 告示

市議会において承認を受けた申請道路について、路線名や道路区域、道路の供用開始などを市役所掲示板にて周知いたします。

## 維持管理

認定後は、市道として維持管理を行います。

道路整備については別の基準があり、整備の程度は認定となった道路の状態によって異なります。また、市道認定から道路整備工事までには一定の期間を要します。

## お問い合わせはこちらへ

中央区土木部維持管理課(中央区土木センター) TEL 614-1800  
〒060-0012 中央区北12条西23丁目 S.D.C 北12条ビル

北区土木部維持管理課(北区土木センター) TEL 771-4211  
〒002-8012 北区太平12条2丁目

東区土木部維持管理課(東区土木センター) TEL 781-3521  
〒065-0033 東区北33条東18丁目

白石区土木部維持管理課(白石区土木センター) TEL 864-8125  
〒003-0026 白石区本通14丁目南

厚別区土木部維持管理課(厚別区土木センター) TEL 897-3800  
〒004-0007 厚別区厚別町下野幌 45-39

豊平区土木部維持管理課(豊平区土木センター) TEL 851-1681  
〒062-0033 豊平区西岡3条1丁目

清田区土木部維持管理課(清田区土木センター) TEL 888-2800  
〒004-0872 清田区平岡2条4丁目

南区土木部維持管理課(南区土木センター) TEL 581-3811  
〒005-0031 南区南31条西8丁目

西区土木部維持管理課(西区土木センター) TEL 667-3201  
〒063-0049 西区西野 290-10

手稲区土木部維持管理課(手稲区土木センター) TEL 681-7411  
〒006-0835 手稲区曙5条5丁目

**札幌市建設局総務部道路認定課** TEL 011-211-2457  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎6階南側